

公 示

公示第66号

自家用有償観光旅客等運送の申請に対する処理方針について

国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）第16条の2に定める自家用有償観光旅客等運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。

平成29年12月7日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 自家用有償観光旅客等運送について

国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号（以下、「特区法」という。））第16条の2に定める自家用有償観光旅客等運送は、市町村（特別区を含む以下同じ。）、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第1条第3号から第11号に掲げる者（以下「法人等」という。）が、一の市町村の区域内における外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であるものであり、特区法第8条に定める区域計画（以下「区域計画」という。）に定められた運送をいう。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け自家用有償観光旅客等運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取り消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在、自家用有償観光旅客等運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が継承法人となり自家用有償観光旅客等運送を行う場合

（2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村をまたがる路線又は運送の区域とする場合にあつては、区域計画が定められた市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別（「自家用有償観光旅客等運送」と記載）

⑤ 路線又は運送の区域

(イ) 路線にあつては、申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経由地を記載する。

(ロ) 運送の区域は、区域計画に定められた運送の区域とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

自家用有償観光旅客等運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている法人等である場合は、申請書には自家用有償観光旅客等運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する自家用有償観光旅客等運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに市町村又は法人等が保有する自家用自動車及びボランティア個人からの持込みの自動車（自家用有償観光旅客等運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

(イ) バス：乗車定員 11 人以上の自動車

(ロ) 普通自動車：乗車定員 11 人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両を含むものとする。)

なお、(ロ) に掲げる自動車にあつては、やむを得ない場合を除き乗用自動車に限るものとする。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客を記載する。（例「観光客」、「観光客及び地域住民」等）

⑨ その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「特区法施行規則」という。）第 5 条に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 路線図

特区法施行規則第 5 条第 2 号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

② 定款等の書類（申請者が市町村である場合を除く。）

特区法施行規則第 1 条第 2 号から 11 号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあつては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項

証明書により確認できる場合は不要)。なお、認可地縁団体の申請にあつては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書（以下、「告示事項証明書」という。）並びに役員名簿、特区法施行規則第1条第11号に規定する者の申請にあつては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に相当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

③ いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

特区法施行規則第5条第3号に定める、特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

④ 自家用有償観光旅客等運送自動車についての使用権原を証する書類

特区法施行規則第5条第4号に定める、自家用有償観光旅客等運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

(イ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者である場合にあつては、当該自動車の自動車検査証の写しとし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

(ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者でない場合にあつては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償観光旅客等運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

特区法施行規則第5条第5号に定める、自家用有償観光旅客等運送自動車の運転者が、特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

なお、運行委託を行っている場合にあつては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

⑥ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

特区法施行規則第5条第6号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車

の数が乗車定員 11 人以上の車両にあっては 1 両、乗車定員 11 人未満の車両にあっては 5 両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が特区法第 16 条の 2 第 1 項の規定により適用される道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行の委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

⑦ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

特区法施行規則第 5 条第 7 号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第 6 号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする

⑧ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

特区法施行規則第 5 条第 8 号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第 6 号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑨ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類（申請者が市町村である場合を除く。）

特区法施行規則第 5 条第 9 号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等特区法第 16 条の 2 第 1 項の規定により適用される道路運送法施行規則第 51 条の 22 に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

⑩ 特区法第 8 条第 7 項の認定を受けたことを証する書類

特区法施行規則第 5 条第 10 号に定める、特区法第 8 条第 7 項の認定を受けたことを証する書類とは、本件申請に係る自家用有償観光旅客等運送が区域計画に認定を受けた際に当該運送が行われる地域に属する市町村へ内閣総理大臣から交付される認定書の写し及び当該運送の路線又は運送の区域が記載された区域計画書とする。

⑪ 国家戦略特別区域会議において自家用有償観光旅客等運送の対価について意見を聴いたことを証する書類

特区法施行規則第 5 条第 11 号に定める、国家戦略特別区域会議において自家用有償観光旅客等運送の対価について意見を聴いたことを証する書類とは、当該運送の対価に関して意見を聴いた国家戦略特別区域会議に係る議事録又は議事の概要並びに当該区域会議に申請人が提出した当該運送の対価に関する資料とする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償

旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局等又は指定都道府県等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記 1 参照）

ただし、広域的に活動する法人等であって、1の法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあつては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人等の登記上、活動拠点たる事務所が法人等の登記簿に登記されていない場合にあつては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第 8 号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあつては神戸運輸監理部、沖縄県にあつては陸運事務所を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 運送の区域は、〇〇市△△町のうち、□□地区とする。

(ハ) 路線又は運送の区域を増加する場合は、区域計画の変更を要するものとする。

(二) 専ら国家戦略特別区域法その他の関係法令に適合した運送を行うこと。

(5) 登録の拒否

以下の①、②のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合において、様式第 9 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、区域計画の策定した国家戦略特別区域会議の構成員である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

① 特区法第 16 条の 2 第 1 項の規定により適用される道路運送法第 79 条の 4 第

- 1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合
- ② 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の4第1項第6号に該当する場合
- 次の（イ）～（へ）のいずれかに該当するものであること。
- （イ）自家用有償観光旅客等運送の実施に必要な自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者にならない場合を含む。）
- （ロ）特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合
- （ハ）特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ニ）特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ホ）特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の21に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ヘ）特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合（自家用有償観光旅客等運送者が市町村である場合を除く。）

3. 対価の揭示等

自家用有償観光旅客等運送者（市町村に限る。）にあつては、旅客から收受する対価について、自家用有償観光旅客等運送を実施する事務所において公衆に見やすいよう揭示するものとする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（1）運転者の要件

- ① 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であつて、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じた国家戦略特別区域会議においてにおいて定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行

政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。
- ② ボランティア個人の持込みの自動車を使用する場合にあつては、当該自動車の保有者である住民以外の者が特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の17に定める運行管理及び同規則第51条の20に定める整備管理を実施すること。
- ③ 運行の委託を行うことができる運送者は市町村に限り、当該運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。また、受託者が乗務しようとする運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。
- ④ 運行の委託先は、輸送の安全及び旅客の利便の確保を特に図る観点から、原則として一般旅客自動車運送事業の許可を有している者とする。

(3) 安全な運転のための確認の記録及び乗務記録等の実施

- ① 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第イ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ロ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51

条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第八号を参考として運送者において定めるものとする。

- ② 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第二号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

（5）事故の場合の処置

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第十号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

（6）損害賠償措置の実施（自家用有償観光旅客等運送者が市町村である場合を除く。）

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあつては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

（7）自動車に関する表示

- ① 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

（イ）運送者の名称

（ロ）「有償運送車両」の文字

（ハ）登録番号

- ② 特区法施行規則第8条に規定する外国人観光旅客の利便の確保に関し必要な事項とは、当該運送が公的に認められた運送であることがわかる文字（Authorized Private Car Service）を見やすく表示することをいう。

- ③ 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 車内の掲示

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、以下に掲げる事項を旅客から見やすいように掲示するものとする。

- ① 運送者の名称
- ② 運転者の氏名
- ③ 自動車登録番号
- ④ 旅客から収受する対価

(9) 苦情処理体制の確保等

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第へ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。
- ② 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の12

の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2. の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、区域計画を策定した国家戦略特別区域会議の構成員である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

6. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合を除く。）
- ② 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1-3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。路線の増加又は運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

特区法施行規則第7条第1項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更をしようとする場合（既存路線を短縮する場合を除く。）

(イ) 上記2. (3) ①～⑨までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 新たな路線に係る区域計画の変更の認定を受けた際に当該運送が行われる地域に属する市町村へ内閣総理大臣から交付される認定書の写し及び当該運送の路線が記載された区域計画書の写し。

(ハ) 登録証

- ② 運送の区域を拡大しようとする場合

(イ) 上記2. (3) ①～⑨までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 新たな運送の区域に係る区域計画の変更の認定を受けた際に当該運送が行われる地域に属する市町村へ内閣総理大臣から交付される認定書の写し及び当該運送の区域が記載された区域計画書の写し

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。

- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、区域計画を策定した国家戦略特別区域会議の構成員である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員11人未満の車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に特区法施行規則第5条第6号に定める運行管理の体制を記載した書類及び特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

8. 業務の停止及び登録の取消し

特区法第16条の2第1項の規定により適用される道路運送法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく区域計画を策定した国家戦略特別区域会議の構成員である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

9. 登録の抹消

(1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。

(2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を区域計画を策定した国家戦略特別区域会議の構成員である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸

支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

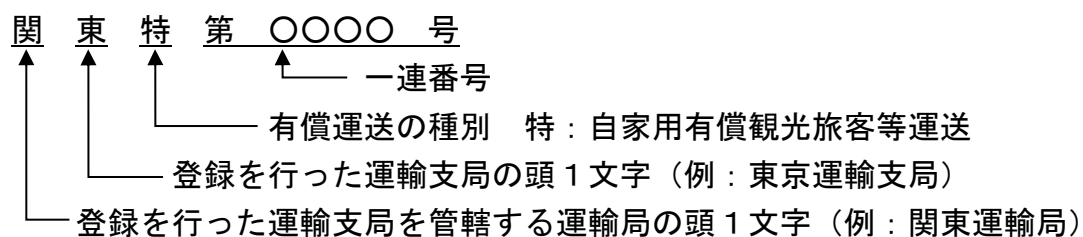
附 則

1. 本処理方針は、平成29年12月7日以降に申請を受け付けるものから適用する。

登録番号の付与方法

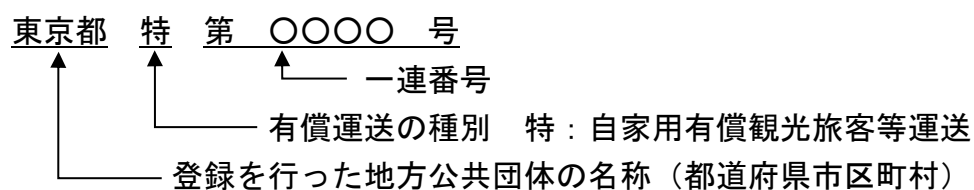
○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】



○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】



- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示する。
 2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1文字とし陸運事務所の表示は不要とする。